

教育委員会と土佐町議会との意見交換会

日時：令和2年4月16日（木）19時～
場所：保健福祉センターあじさいホール

次 第

1 開 会

2 教育委員会より

- 土佐町教育行政方針について
- 不登校児童生徒への支援について

3 意見交換

4 閉 会

豊かな心を育む教育

第三次土佐町教育振興基本計画

概要版



平成29年3月
土佐町教育委員会



1 「保小中高連携教育」の推進

◆土佐町の良さを生かし、0歳から18歳までの子どもたちの発達や学びを、円滑に接続する取組を連携・協働して行います。

- 保小中連携、小中連携教育の充実(保小中連絡会・合同研修や授業交流等の推進)
- 中高一貫教育の充実(中高連絡会の実施・合同研修や授業交流・部活動交流等の推進)
- 保育から小学校・中学校への円滑な接続の推進(小1プロブレム・中1ギャップの解消)
- 土佐町学校保健安全委員会の充実
- 読書活動の推進
- グローバル社会で活躍できる人材の育成
- 特別な支援を必要とする子どもに対する指導・支援内容の確実な引き継ぎ
- 嶺北高校の魅力化の推進



2 「就学前教育」の充実・保育環境の整備

◆組織マネジメント力の強化や保育者の教育力の向上を図り、子どもの「生きる力」の基礎を育みます。また、保護者の子育て力の向上を重点的に支援します。

- 保育者のキャリアステージにあつた資質・指導力の強化
- 園内研修の充実
- 小学校と円滑な接続期カリキュラム(アプローチカリキュラム)の作成、実施、見直し
- 園児と高齢者(地域住民)の交流
- 家庭支援推進保育士の配置
- 言葉の豊かさ推進・保小中連携保育士の配置
- 基本的生活習慣の確立に向けた取り組み
- すくすくリズムカレンダー(3歳児)の実施
- 体力づくりの推進
- ブックスタート事業
- 絵本を通して家庭と保育園を結ぶ活動の推進
- 一人一人に応じた教育・保育の充実



3 組織的・協働的に目標の実施や課題の解決に取り組める「チーム学校」の構築

◆学校・家庭・地域の教育力を向上させ、まちぐるみで子どもを育てる風土を創ります。

- 組織的な学校運営
- 教員が一人一人の子どもと向き合う時間の確保
- コミュニティ・スクールの推進・学校運営協議会の充実
- 学校応援団推進本部による学校支援(学校支援地域本部事業、放課後子ども教室推進事業、家庭教育支援基盤形成事業)
- スクールカウンセラーの配置
- スクールソーシャルワーカーの配置
- 学習支援員、特別支援教育支援員、学校図書館支援員、教育活動サポーターの配置
- 学校応援団コーディネーターの配置
- 家庭教育に関する学習会の開催
- お話しボランティア養成講座の開催
- 広域的な研修活動の推進(嶺北地域教育委員会連絡協議会、土長南国市町村教育委員会連合会等)
- 民生委員・児童委員との連携の推進
- 社会福祉協議会との連携の推進

第三次土佐町教育振興計画の8つの施策

4 「学校教育」の充実・学校教育環境の整備

◆知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒を育成します。

知 確かな学力の定着を図り、独創性や表現力を育みます。

- 学力向上対策推進事業
- 教職員のキャリアステージにあつた資質・指導力の強化(研修会の開催、先進校視察等)
- 保小の円滑な接続期カリキュラム(スタートカリキュラム)の作成、実施、見直し
- 到達度検査、実力テストの実施
- 地域と連携し、ふるさと教育を基盤としたキャリア教育の充実
- 読書活動の推進、学校図書館の充実
- 英語教育の推進(グローバル社会で活躍できる人材の育成)
- ICT教育の充実(ICT機器の整備、教員の指導力向上、児童生徒の情報活用能力の育成)
- 自主学習や家庭学習の充実

徳 豊かでしなやかな心を育みます。

- 豊かな心づくり(人権尊重教育の推進・道徳教育の推進・いじめ防止教育の推進)
- 土佐町道徳推進協議会の充実
- 土佐町人権教育研究協議会への参画
- 温かい学校・学級づくり(Q-U調査、土佐町道徳に関する意識調査)
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育の充実
- 生徒指導の充実
- 長期欠席・不登校傾向の児童生徒への対応
- 豊かな体験活動の推進

体 たくましく健やかな体づくりを推進します。

- 体力向上の推進
- 健康教育の充実
- 食に関する指導の充実



5 学びと育ちを支える「子育て支援」の充実

◆家庭の教育力を補完するために、保護者への啓発活動や、厳しい環境にある子どもを学びの場へいざないます。また、保護者の経済的負担の軽減などを通して、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るように支援します。

- 子育て支援センターの充実(ポッポ広場)
- 子育て支援保育士の配置
- 子育て支援員の配置
- 家庭教育に関する学習会の開催
- 家庭支援推進保育士の配置
- スクールカウンセラーの配置
- スクールソーシャルワーカーの配置
- 放課後、学びの場、交流の場づくり(放課後子ども教室)
- 保育料の軽減
- 就学援助制度の充実
- 高等学校(通信制を除く)・大学等在学中の無利子の土佐町奨学金制度
- 通学費助成制度





6 「安全・安心」で質の高い教育環境の実現

◆自然災害や事件・事故の危険から子どもたちの命を守り抜くため、施設等の整備や防災教育を推進します。

- 南海トラフ地震等の災害に備えた取り組みの推進(保育所・学校施設の安全・備蓄等)
- 「高知県安全教育プログラム」等を使用した防災教育の実施
- 「保育園危機管理マニュアル」「学校危機管理マニュアル」に基づく防災・防犯訓練の実施
- 土佐町少年育成センターの機能の充実
- 学校応援団推進本部における登下校安全指導
- 通学路の危険箇所の点検・対策
- 安全意識や交通マナーの向上
- 土佐町自主防災組織との連携(連絡系統・避難所運営)
- 土佐町自主防犯組織との連携



7 「生涯にわたって学び続ける」まちづくり

◆生涯にわたる学びを地域活動につなげる仕組みづくりを推進します。

- 生涯学習のまちづくり
- 人権教育の推進
- 「読書のまちづくり」の推進
- 町立図書館の充実と活用促進
- 郷土学習センター(青木幹勇記念館、土佐町民具資料館)の充実と活用促進
- 青木幹勇記念顕彰事業(全国俳句大会、資料保存活用)
- 土佐町学校応援団の充実
- 社会教育関係団体の育成・支援
- 豊かな体験・豊かな心づくり
- 社会教育委員を中心とした社会教育の充実
- 文化・芸能活動の推進
- 文化協会の育成・活動の活性化
- 公開講座の充実
- 総合型スポーツクラブを中心とした生涯スポーツの推進
- 食育の推進



8 「文化財」の保存と活用の推進

◆文化財の適切な保存と活用を進めることにより、文化財の価値の維持と向上に努め、後世に伝えていくとともに、地域の活性化にもつなげていきます。

- 文化財の調査と保護の推進
- 文化財の活用と確実な伝承・継承の推進
- 土佐町民具資料館の活用



第三次土佐町教育振興基本計画

策定の趣旨

土佐町では、毎年、教育行政の基本方針を定めて、さまざまな施策を展開してきましたが、ここで、現在の取り組みを検証し、さらに本町の実態を踏まえた教育の基本計画を策定しました。

今後は、この基本計画に基づき、家庭・学校・地域社会が役割を担いつつ、連携して本町のひとづくりのため、社会全体で学び育む教育環境の整備・充実に取り組んでいきます。

計画の性格

この計画は、土佐町振興計画、国語力向上で心豊かなまちづくり推進計画、読書活動推進計画、幼児教育振興計画、土佐町子ども・子育て支援事業計画などを関連して、子どもの育成に関する基本的な性格を持つとともに、生涯教育の視点に立った教育振興方策を示すものです。

計画の期間

平成**29**年度から平成**33**年度までの**5**年間(必要に応じて見直しを行います)
(2017年度) (2021年度)

教育振興の 基本理念

郷土を愛し生涯にわたって学び続ける教育の創造

生涯にわたって自ら学び、その成果を適切に生かし、安全安心で心豊かに充実した人生を送ることができる生涯学習社会を実現します。

教育の基本方針

ふるさとをはぐくみ生き方をとおして社会に貢献するひとづくりを推進します。
～人権を基盤にして～

めざす子ども像

- 自分を大切にし、自分が好きといえる子（自尊感情）
- 他を思いやり、つながりを大切にする子（絆）
- 夢や希望を持ち、ふるさとを愛する子（郷土愛）

基本目標

- 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもの育成
- ふるさと土佐町に誇りと愛着を持ち、郷土の未来を考える人の育成

取組の方向性

- チーム学校の構築
- 厳しい環境にある子どもたちへの支援
- 地域との連携・協働
- 就学前教育の充実
- 生涯学び続ける環境づくり



土佐町学校応援団推進本部

家庭・地域
社会教育

土佐町小学校

土佐町中学校

保育園・就学前

教育委員会

生涯学習

第三次土佐町教育振興基本計画

「郷土を愛し生涯にわたって学び続ける教育の創造」

つながる力・挑戦する力・展望する力

8つの施策

1. 「保小中高連携教育」の推進
2. 「就学前教育」の充実・保育環境の整備
3. 組織的・協働的に目標の実施や課題の解決に取り組める「チーム学校」の構築
4. 「学校教育」の充実・学校教育環境の整備
5. 学びと育ちを支える「子育て支援」の充実
6. 「安全・安心」で質の高い教育環境の実現
7. 「生涯にわたって学び続ける」まちづくり
8. 「文化財」の保存と活用

生涯学習

社会教育

嶺北高校

連携型中高一貫教育

土佐町中学校



土佐町小学校

学校応援団

みつば保育園

子育て支援センター

保小中高連携教育の推進



「人権」を基盤とした土佐町の教育



土佐町教育委員会

〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居206
TEL:0887-82-0483 FAX:0887-70-1317
<http://www.town.tosa.kochi.jp/>
E-mail tosa-t@kochinet.ed.jp



令和2年度土佐町教育行政方針

『全ての世代が町まるごとを学びの場とし生涯学び続けられるまちづくり』

- ・住民の声に基づいた学校経営、住民が参画した学校運営
- ・持続可能なまちづくりに向けて、地域課題解決を「学び」に変える
- ・全ての自己実現を応援できる多様な学びの機会と選択肢の確保及び保証
- ・保小中高と地域の教育環境の連携を軸に、児童の多様な発達を支援できる土佐町ならではの教育の実現
- ・全ての学びの基盤である図書館の経営強化を軸にした言語活動の充実

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本指針(第七条)
- 第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第八条—第十三条)
- 第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第十四条・第十五条)
- 第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策(第十六条—第二十条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。
- 二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- 三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。
- 四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜

間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供
その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保
及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けている者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下この条において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育機会の確保等に関する基本的事項

二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者(その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。)であって学校における就学の機会が提供されなかつたもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 都道府県の知事及び教育委員会
- 二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会
- 三 学齢期を経過した者であつて学校における就学の機会が提供されなかつたもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策

(調査研究等)

第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉

等に関する専門的知識を有する者であつて教育相談に応じるものとの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教材の提供その他の学習の支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供(通信の方法によるものを含む。)その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であつて学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

～お知らせ～

土佐町小・中学校の新型コロナウイルス感染症 に対する臨時休校実施についての考え方

土佐町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策のため県内の多くの小中学校で休校となっていますが、土佐町小中学校におきましては高知県教育委員会より県立学校である嶺北高校は休校の対象となっていないことを踏まえ、現在のところ休校としていません。今後、嶺北高校が休校となった場合や、県内での急激な感染者の増加などの状況が生じた場合には、速やかに対応し臨時休校とする考えです。

現在、土佐町小中学校においては、3月24日付で通知のあった「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に従い、教職員に対し毎朝の検温と、発熱など調子が悪ければ学校を休むように校長より指示していますし、マスクの着用やうがい・手洗いも徹底しております。同様に、児童・生徒にも指導しております。

学校としても可能な限り感染リスクを無くせるように取り組んでいます。児童・生徒・ご家庭においても同様に、マスクの着用や毎朝の検温などの徹底をよろしくお願いいたします。